

今後の国の自殺対策行政に対する要望書（その2）

令和4年 2月24日

京丹後市長 中山 泰

日ごろは、全国の自殺対策に多大な御尽力を下さり、心より感謝を申し上げます。

今次の自殺総合対策大綱の見直しをはじめ今後の国における自殺対策行政全般に関し、昨年12月に提出しました要望書に加え、この間の情勢、ご議論等も踏まえ、下記のとおり要望をいたします。

記

1 現在、まだまだコロナが収束しない中で全国的に経済的はじめ各般の影響が重なり続けている。そして私見であるが、第4回会議御提出の過去のコロナ波データ等からはコロナ対策による人流抑制策等が自殺の増加に有意に影響を与えている懸念が否定できないと受け止められ、とすれば、この間の自殺の増加を背景づけたものは（やむをえない政策であるが）コロナ対策の副作用でもある。それゆえにも、国は、人流抑制的なコロナ対策を進める上では、“同時に必ず”、その自殺への不当な影響を解消すべく、しっかりとした総合的な自殺対策を早急に打ち出すべき。

コロナによる死者を防ぐのと同様、自殺による死者を防ぐことが等しく重要であることはいうまでもない。もしコロナ対策が自殺に影響を来しているのなら、一体的な自殺対策はなおさらである。自殺を防ぐ緊急事態的な宣言や政策、国民のいのちを守るための国の強い姿勢、宣言を、コロナ対策と一体的に、「いのち支える緊急自殺対策」など総合的な施策とともに、しっかりと打ち出すべき。

2 総合的な自殺対策の打ち出しに当たっては、特に地方自治体の場合にあっては対策をご支援いただくための「地域自殺対策強化交付金」の補助率を広く10分の10とされること。とりわけ、相談事業（オンラインによるワンストップ総合相談会等）、SNS等を活用した啓発事業（特に、子どもたちへの「生命の尊さ」「死生観」等に係る広範・深みのある啓発等）、地域の様々な関係機関のつなぎ役、ハイリスク者支援等の専従的なコーディネーター等を担う専門職の配置について、現下において必須、必置の事業であり、全額補助等を欠かせないこと。

自治体にあっては各首長ともその重要性はとても大切に認識している（別添、平成24年の全国市長会決議ご参照。年間、5、6本程度しか決議が行われない重要課題の中で措置）。しかしながら、コロナ禍対応で自治体の財政状況や職員配

置も総じて課題が多い中で、国の物心ともの姿勢が届かなければ、自殺対策が必要な今なのに縮小せざるをえない逆行・退行的な状況に追い込まれる懸念もある。国による積極的、総合的な対策の発出、充実強化とともに、現場に立脚して対策を実施推進する地方自治体に対する支援策を本格的に充実強化していくことが、コロナ禍にある今こそ又今後とも重要で待ったなしである。

3 地域ごとの最新の自殺関連動向を踏まえた対策を自治体が機動的に推進できるよう、国において各地域の自殺実態を、既存のデータ（自殺統計等）や相談機関に寄せられたお声などを収集、活用したうえで必要なプライバシー保護も引き続き徹底しながら全国的な知見を背景に分析し、その結果をより細かくより迅速に自治体に提供されたいこと。

また、国においてそうした分析結果を自治体にご提供いただくことに加えて、ぜひ各自治体においても自殺統計（プライバシー保護の徹底が大前提。以下「クロス集計」の場合等に同じ）を独自で集計できるような仕組みを作っていただきたいこと。現在公表いただいている「地域の自殺の基礎資料」は非常に参考になるものの、規模の大きい等の自治体にあって必要に応じ独自にクロス集計等を機動的に可能とされるよう、ぜひご検討いただきたい。

4 以上、自殺総合対策大綱の次期の検討の中にも、適切、積極的な形で十分に反映されたいこと。

自殺総合対策の抜本的充実を求める決議

国の年間自殺者が3万人を超えて、国際比較においても突出して高い危機的な状況が14年間も続いている。とりわけ、昨今は、東日本大震災の発生に伴う被害や長引く景気低迷による生活苦、また、いじめによる自殺の顕在化も各地で相次ぐ事態となっている。そもそも、自殺率が極めて高いこの異常な状況は、憲法上保障されるべき基本的人権、最低限の生活権などの根底に横たわる課題であり、社会保障や住民福祉が論じられているその足下で、この社会の土台が気がつかないうちに蝕まれつつあることを示している。

このような状況の中、平成19年に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」が本年8月に大幅に改定された。この改定された自殺総合対策大綱においては、新たに「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが明示され、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要」とされるとともに、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図っていく」ことが明確に謳われており、住民に一番身近な基礎自治体の役割と責任はますます重要になってきている。

このため、自殺総合対策において、国家の根本的かつ最重要な課題の一つとして、地域・現場レベルでの実践的、具体的な取組みが、国・地方を挙げて総合的かつ強力に進められるよう、下記事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 自殺対策は、“生きる権利”という究極の基本的人権等に関わる課題であり、国家的な重要課題となっている現状から、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策緊急強化基金の恒久化や基礎自治体を実施する自殺対策事業等に対して恒久的な財政支援措置を講じること。
2. とりわけ、総合的に対策を進めるための「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専任職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの重要対策が、全国すべての自治体で実施できるよう、自治体への支援又は連携を必要かつ十分に行うこと。
3. 自殺者への保険給付制度のあり方について検討するとともに、一方で、自殺を防ぎ“生きる支援”を行うための総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を行うこと。

以上決議する。

平成24年11月15日

全 国 市 長 会